



建築物等の解体などの作業に係る 石綿（アスベスト）飛散防止規制のご案内

石綿（アスベスト）を含む建築材料を使用した建築物や工作物の解体・改造・補修の作業にあたっては、大気汚染防止法（以下「法」という）において規定されている石綿の飛散防止措置等を講じる必要があります。

なお、石綿の種類にはクリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アクチノライト、アンソフィライト及びトリモライトがあります。

また、法では建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が 0.1%を超えるものを規制の対象としています。

【建築物等の解体等作業における石綿飛散防止規制の概要】

根拠法令	解体等作業 ^{※1} を行う建築物等 ^{※2}			作業の基準 ^{※3}
	建築物等	使用材料	規模	
大気汚染防止法	建築物 工作物	レベル 1 ※飛散性アスベスト 吹付け石綿	全ての 解体等作業	<ul style="list-style-type: none"> 届出（作業開始14日前） 作業場所の隔離 前室の設置 作業場所の負圧の維持 集じん・排気装置の設置 薬液等による湿潤化 掲示板の設置 等
		レベル 2 ※飛散性アスベスト 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材 石綿含有断熱材		
		レベル 3 ※非飛散性アスベスト 石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材		飛散防止措置が必要です。 ^{※4} <ul style="list-style-type: none"> 作業場所周辺の養生 薬液等による湿潤化 掲示板の設置 等

※1 解体等作業とは、建築物等を解体、改造又は補修する作業です。

※2 建築物等とは、建築物のほか、化学プラント等の製造設備、煙突等の工作物です。

※3 作業の基準は、実施する作業の種類により異なります。

※4 非飛散性アスベストの建材が使用された建築物等の解体作業については、作業実施時の届出義務はありませんが、大気汚染防止法の規制対象として、作業基準等が規定されています。



和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課

事前調査について

解体等工事の受注者又は自主施工者は、

- 石綿含有建材使用の有無について資格者等*が調査を行う義務があります。
- 一定規模以上の工事は、石綿の使用の有無にかかわらず、電子システム等を通じて当該調査結果を自治体へ報告する必要があります。
- 当該調査結果は、石綿の有無に関わらず発注者に対して書面で説明するとともに当該工事現場において周辺住民に見やすい場所に掲示しなければなりません。

※・特定建築物石綿含有建材調査者

- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者

(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)

- 令和5年9月までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者

報告の対象

- 建築物の解体作業で、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- 建築物の改修作業で、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの
- 工作物の解体・改修作業で、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの

【事前調査結果の発注者への説明事項】

- ① 調査を終了した年月日
- ② 調査を行った者の氏名及びその者が資格者等に該当することを明らかにする事項
- ③ 分析調査を行った者の氏名及び所属機関又は法人の名称（分析調査を行った場合）
- ④ 調査の方法（目視・設計図書等・分析・建築材料製造者による証明・建築材料の製造年月日など）
- ⑤ 調査の結果（石綿含有・みなし・石綿無し）※石綿含有・みなしの場合はその特定建築材料の種類
- ⑥ 特定粉じん排出等作業の種類
- ⑦ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ⑧ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ⑨ 特定粉じん排出等作業の方法
- ⑩ 特定粉じん排出等作業の方法が法に定める方法により行うものでないときは、その理由
- ⑪ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ⑫ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑬ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑭ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

解体等工事の発注者は、

- 受注者に対して石綿含有建材の使用状況の調査に要する費用を適正に負担し、調査に協力する義務があります。
- さらに、受注者が周辺住民及び労働者の石綿による健康被害防止のために必要な措置を取ることができるよう、大気汚染防止法・労働安全衛生法の規定が遵守できるような契約条件となるように配慮してください。
- 解体等作業を行おうとする建築物等に質量比0.1%を超える石綿（アスベスト）を含有する建築材料が使用されていることが判明した場合は、法規制の対象となり、その種類によっては届出が必要です。（次ページ以降参照）

解体等工事の自主施工者は、

- 自ら石綿使用の有無について調査を行う義務があります。
- 上記の調査結果は、石綿の有無に関わらず当該工事現場において周辺住民に見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 解体等作業を行おうとする建築物等に質量比0.1%を超える石綿（アスベスト）を含有する建築材料が使用されていることが判明した場合は、法規制の対象となり、その種類によっては届出が必要です。（次ページ以降参照）



工事の規模に関係なく事前調査を実施するのか？

全ての解体・改造・補修を伴う工事が石綿の有無を調べる事前調査の対象となりますので、必ず事前調査を実施してください。

事前調査はどのように実施するのか？

資格者等が設計図書その他書面による調査及び目視による調査を行い、それでも明らかにならなかった場合は分析による調査が必要です。ただし、石綿が使用されているとみなして石綿飛散防止措置を行う場合は分析の必要はありません。

なお、平成18年9月1日以降に施工着手した建築物等は、設計図書によりその事実（日付等）が確認出来る場合は、目視調査や分析は不要となりますが、一部のガスケットやパッキン等で、必要なケース（法施行規則第16条の5）もありますので、御注意ください。

改修や補修工事の場合、事前調査は、作業に該当する部位のみでよいのか？

作業に該当する部位で実施してください。例えば、管工事や電気工事において天井や壁面への配管・配線の敷設作業を行う場合、天井や壁面での事前調査が必要です。

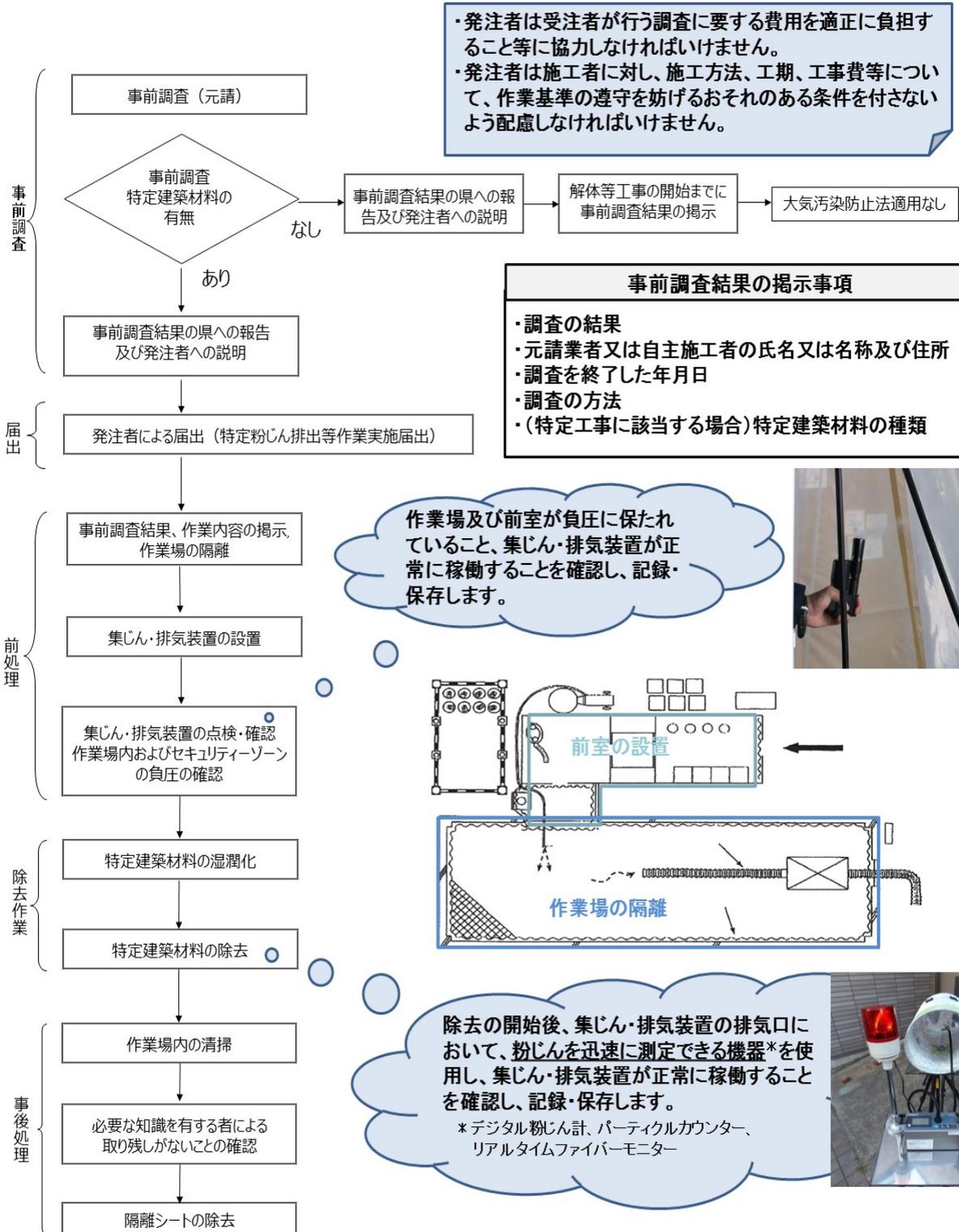
事前調査の結果の掲示は、どのような場所に掲示すべきか？

当該工事現場において、周辺住民へ周知が行える場所に掲示してください。

また、石綿含有建材が不使用であっても、調査した結果内容を掲示してください。

大気汚染防止法による飛散防止対策

【除去作業等の一般的な手順】



特定粉じん排出等作業実施届出書について

事前調査により、解体等作業を行おうとする建築物等に質量比 0.1%を超える石綿（アスベスト）を含有する建築材料が使用されていることが判明し、以下の要件に該当する場合は、石綿を排出し飛散させるおそれがある作業として、大気汚染防止法第 18 条の 17 の規定に基づく届出が必要です。

届出が必要な作業

○当該建築物等に、吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が使用されている場合 ➡ **すべての解体等作業【法に基づく特定粉じん排出等作業】**

※当該建築物等に石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材が使用されている場合 ➡ **届出不要ですが、飛散防止の措置を講ずる義務があります**

届出者及び時期

○届出は、上記の作業を伴う工事の発注者又は自主施工者が行ってください。

○届出は、上記の作業の開始の **14 日前まで**に行ってください。



作業の開始とは、アスベストの除去等に先立って行う、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置などのアスベストの飛散防止のための作業を含む、一連の作業の開始をいいます。

届出事項

届出の際には、下記の書類の添付が必要です。

- (1) 特定粉じん排出等作業実施届出書 . . . 様式 3 の 5
- (2) 特定粉じん排出等作業の方法 . . . 別紙様式
- (3) 解体等工事の受注者が当該工事について特定工事に該当するか否かについて調査した結果
- (4) 作業の対象となる建築物の周辺の地図（縮尺のあるもの）
- (5) 作業の対象となる建築物の配置図（平面図）
- (6) 特定工事の工程の概要を示した工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの
- (7) 作業の対象となる建築物の概要（延べ面積、耐火・準耐火構造物の別）
- (8) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名および連絡場所
- (9) 下請負人の名称及び現場責任者の氏名、連絡場所（複数ある場合、すべて記入すること）
- (10) 作業の対象となる建築物の部分の見取り図（主要寸法、特定建築材料の使用箇所を記入）
- (11) 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取り図
（主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入）
- (12) 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（掲示板）の例示
- (13) 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業許可証の写し
- (14) その他（使用する資材（負圧集じん機、真空掃除機等）のカタログの写し等）
- (15) 委任状（届出者に代表権がない場合）

ただし、(7)～(9)は、届出書の参考事項欄に記入することで添付書類に代えることができます。

届 出 先

- (1) 排出作業をしようとする市町村を
所管する各保健所衛生環境課
※ 新宮保健所串本支所は、保健環境課
※ 和歌山市は、和歌山市役所環境政策課

注意

無届出や虚偽の届出を行った場合

3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

【法第18条の17 第1項、法第34条】

- (2) 提出部数 3部 (うち1部は届出者控え)

注意

届出書の不備などにより、手続きに時間がかかる場合がありますので、**届出内容**については、**事前にご相談ください。**

計画変更命令

- 届出内容が後述の作業の基準に適合しないと認めるときは、知事が計画の変更を命じます。

注意

計画変更命令に従わなかった場合

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

【法第18条の18、法第33条の2】

立入検査・報告徴収

- 解体等作業で、作業の実施状況や石綿の濃度の測定結果等の報告を求めることがあります。
また、作業場所や施工者の営業所などへ立ち入り、作業内容や関係書類などの検査をすることがあります。

届出がない場合でも、建物等に石綿が使用されている恐れがあれば、立入検査を実施することがあります。

注意

- ・報告を行わなかったり、虚偽の報告をした場合
- ・立入検査を拒否・妨害したり、忌避した場合

30万円以下の罰金

【法第26条、法第35条】

作業基準適合命令

- 作業内容が、作業基準を順守していないと認めるとき基準に適合した作業が可能になるまで作業の一時停止を命じることがあります。(法第18条の21)

注意

- ・作業基準適合命令に従わなかった場合
- ・一時停止命令に従わなかった場合

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

【法第18条の21、法第33条の2】

作業基準について

大気中への石綿の飛散防止を図り、石綿飛散に対する住民の不安を解消するために、法では、石綿を含有する建築材料が使用されている建築物等の解体等工事を行う際の作業の基準（法で定める基準を「作業基準」といいます。）を定めています。

基準の遵守が必要な工事

次の解体等の作業を伴う工事の元請業者もしくは下請負人又は自主施工者は、「作業基準」の遵守が必要となります。

○当該建築物等に質量比0.1%を超える石綿を含有する吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材、石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材等が使用されている場合

※石綿含有成形板や石綿含有仕上塗材が使用されている場合は届出不要ですが、法において作業基準が規定されており、飛散防止措置は必要です。

作業基準

＜大気汚染防止法施行規則第十六条の四、別表第七＞

○施工者は、作業の種類ごとに下表の作業基準を遵守してください。

作業の種類	掲示板	石綿の飛散防止措置	排水水の処理
吹付け石綿等を使用している建築物等の解体作業 (次項及び次々項を除く)	建築物等の敷地内の公衆の見やすい場所に、下記内容を記載した掲示板を設置すること (1) 当該解体工事が特定工事に該当するか否かについて調査した結果 (2) 作業内容等 ・発注者及び元請業者又は自主施工業者の名称 ・届出対象工事に該当する場合は届出年月日及び届出先 ・作業の実施期間及び方法 ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場所の隔離・前室の設置 ・高性能集じん・排気装置の設置及びその良好な運転管理 ・負圧の維持 ・薬液等による湿潤化 ・除去後の石綿飛散防止、作業場内の清掃、飛散の恐れが無いことの確認 	石綿を含む水を作業場の外へ排出する際の適切な措置の実施
石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の除去作業（掻き落とし、切断又は破碎以外の方法による場合）		<ul style="list-style-type: none"> ・除去部分周辺の部分養生 ・薬液等による湿潤化 ・除去後の石綿飛散防止、作業場内の清掃 	
吹付け石綿等を使用している建築物等で人が立ち入ることが危険な場合等、解体にあたってあらかじめ吹付け石綿等を除去することが困難な場合		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等に散水又はこれと同等の措置 	
吹付け石綿等を使用している建築物等の改造又は補修作業		<ul style="list-style-type: none"> ・囲い込み・封じ込めを行う場合 ⇒ 劣化箇所・下地との接着不良箇所の吹付け石綿等の除去 ・除去を行う場合 ⇒ 解体作業の場合と同様の措置の実施 	
石綿含有仕上塗材を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業		<ul style="list-style-type: none"> ・薬液等による湿潤化 ・電気グラインダー等の電動工具を使用する場合 ⇒ 除去部分周辺の養生 ・除去後の石綿飛散防止、作業場内の清掃 	
石綿含有成形板を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業		<ul style="list-style-type: none"> ・原則手作業により、切断・破碎せず取り外し撤去 ・手作業以外、または切断・破碎を伴う場合 ⇒ 薬液等による湿潤化 ・ケイ酸カルシウム板第1種の場合 ⇒ 除去部分周辺の養生 ⇒ 薬液等による湿潤化 ・除去後の石綿飛散防止、作業場内の清掃 	

※この表で「吹付け石綿等」とは、吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材をいいます。

アスベストについてよくあるご相談

(1) 石綿（アスベスト）とは？

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状の無機酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和 50 年に原則禁止されました。

その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

(2) 石綿（アスベスト）は、どんなところに使われていますか？

吹付け石綿をはじめとする石綿含有建築材料を以下に例示します。

- | | | | |
|-------------|---------------|----------------|-------------------|
| (1)吹付け石綿 | ・吹付け石綿 | ・吹付けロックウール | ・ひる石（バーミキュライト）吹付け |
| | ・パーライト吹付け | ・発泡ケイ酸ソーダ吹付け石綿 | |
| (2)石綿含有保温材等 | ・ケイ酸カルシウム板第2種 | ・屋根用折板裏断熱材 | |
| | ・煙突用断熱材 | ・配管エルボ等保温材 | |
| (3)石綿含有成形板 | ・スレート波板 | ・住宅屋根用化粧スレート | |
| | ・ケイ酸カルシウム板第1種 | ・押出成型品 等多種 | |

なお、国土交通省から、これらの建材の使用箇所等を図解入りで解説したパンフレット「目で見えるアスベスト建材」が発行されています。このパンフレットは、下記アドレスより、ダウンロードできます。

国土交通省 https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3.html

(3) アスベスト（石綿）含有廃棄物等は、どのように処理したらよいのでしょうか。

吹付け石綿等の飛散性を有するアスベスト廃棄物については、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）において、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として収集、運搬、処分等の基準が定められています。

また、石綿含有スレート等の特別管理産業廃棄物に該当しない非飛散性のアスベスト廃棄物（重量の0.1%超含有するもの）についても、「石綿含有産業廃棄物」としての収集、運搬、処分等の基準が定められているほか、環境省の「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」に基づいて処理することが必要です。

これらの基準・マニュアルに基づいて、アスベスト廃棄物を適正に処理していただくようお願いします。

(参考)

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（令和3年3月）

環境省ホームページ（ <http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/> ）

(4) 石綿を扱う作業に従事していたことがあり心配です。どこへ相談したらよいでしょうか。

石綿による健康への影響などについて知りたい場合は、保健所、各都道府県産業保健総合支援センターまたは労災病院までご相談ください。

(各都道府県産業保健総合支援センター：

<https://www.johas.go.jp/shinryo/asbestos/tabid/578/Default.aspx#sanpomap>)

なお、日常生活で、気になる症状が出てきたときは、上記の窓口に相談されるか、最寄りの医師の診察を受けましょう。今健康に支障がない場合でも、石綿による健康障害は、潜伏期間が数十年と長い場合があります。石綿にばく露するような作業に従事されていたのであれば、1年に1回は胸部レントゲン撮影等による健康診断を受診されることをお勧めします。

また、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月27日から施行されました。

石綿健康被害救済制度は、石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

【県内受付窓口】： 県内各保健所及び和歌山市保健所

【受付時間】： 午前9時から午後5時45分まで（土、日、祝祭日を除く）

※和歌山市保健所は午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝祭日を除く）



【制度の詳しいお問い合わせ先】

独立行政法人環境再生保全機構

〒550-0013 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミュージアム川崎セントラルタワー TEL 0120-389-931(フリーダイヤル)

環境省 近畿地方環境事務所

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

TEL 06-6881-6503

・石綿を含む建築物等に関する各制度について

所管	大気汚染防止法	労働安全衛生法 石綿障害予防規則	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)
	県(環境管理課)※5	国(和歌山労働局)	県(建築住宅課)※6	県(循環型社会推進課)
制度の趣旨・目的	大気汚染に関する国民の健康保護と生活環境の保全	労働者への健康被害の予防	建築物解体等に係る資材の再資源化等の促進による生活環境の保全	廃棄物の適正な処理による生活環境の保全
制度の対象	ア. 特定建築材料※1 が使用されている建築物等を解体する作業 イ. 特定建築材料※1 が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	①建築物からの吹付け石綿の除去作業(レベル1) ②石綿を含有する保温材・断熱材・耐火被膜材使用建築物の解体等作業(レベル2) ③石綿を含有する成型板使用建築物の解体等作業(レベル3)	建築物の解体全般 (石綿等の付着物の有無の事前調査と事前措置)	石綿使用建築物解体時以降の石綿廃棄物の適正処理
作業計画等届出の対象	ア及びイの作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被膜材が使用されている建築物等 規模要件なし	①及び②の作業 規模要件なし※2	建築物の床面積の合計が80㎡以上の解体工事等※4	-
届出義務者	発注者又は自主施工者	事業者(施工者)	発注者	-
事前着手前届出期限	14日前	①の作業 14日前 ②の作業 工事開始前※3	7日前	-
届出窓口	和歌山市：環境政策課※5 各保健所衛生環境課	各労働基準監督署	和歌山市：市産業廃棄物課※6 建築住宅課※7 各振興局建設部	-
適用時期	計画から解体まで	計画から解体まで	計画から解体まで	解体から処分時
未解体建築物の石綿の除去規制	-	事業所における劣化吹付け石綿の除去義務(施設所有者)	-	-

※1：特定建築材料とは、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料。

大気汚染防止法の届出対象は、石綿障害予防規則の分類でのレベル1（吹付け石綿）とレベル2（石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被膜材）が該当。

※2：①の作業のうち耐火・準耐火建築物からの除去作業の届出根拠は労働安全衛生法。

※3：①の作業のうち、労働安全衛生法を届出根拠とするもの以外の吹付け石綿除去作業は工事開始前。

※4：詳細は、「建設リサイクル法」のパンフレットで確認してください。

※5：作業箇所が、和歌山市の場合、和歌山市役所 環境政策課が届出窓口となります。

※6：作業箇所が、和歌山市の場合、和歌山市役所 産業廃棄物課が届出窓口となります。

※7：作業箇所が、海南市・紀美野町の場合、建築住宅課が届出窓口となります。



石綿（アスベスト）に関する問合せ窓口



	市郡名	区町村名	担当窓口	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
大気汚染防止法に関すること（特定粉じん排出等作業実施の届出）	和歌山市		和歌山市 市民環境局 環境部 環境政策課	640-8511	和歌山市七番丁23	073-435-1114	073-435-1366
	海南市		海南保健所	642-0022	海南市大野中939	073-483-8825	073-482-3786
	海草郡	紀美野町					
	紀の川市		岩出保健所	649-6223	岩出市高塚209	0736-61-0022	0736-62-8720
	岩出市						
	橋本市		橋本保健所	649-7203	橋本市高野口町名古曾927	0736-42-5443	0736-42-5466
	伊都郡	かつらぎ町					
		九度山町					
		高野町					
	有田市		湯浅保健所	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1293	0737-64-1290
	有田郡	湯浅町					
		広川町					
		有田川町					
	御坊市		御坊保健所	644-0011	御坊市湯川町財部859-2	0738-24-3617	0738-22-8751
	日高郡	美浜町					
		日高町					
		由良町					
		印南町					
日高川町							
田辺市		田辺保健所	646-0027	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7934	0739-26-7935	
日高郡	みなべ町						
西牟婁郡	白浜町						
	上富田町						
新宮市		新宮保健所	647-8551	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	0735-21-9631	0735-22-6225	
	東牟婁郡						那智勝浦町
							太地町
	北山村	新宮保健所 串本支所	649-4122	東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525	0735-72-2739	
	古座川町						

	市郡名	区町村名	担当窓口	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
建設リサイクル法に関する事	和歌山市		和歌山市 市民環境局 環境部 産業廃棄物課	640-8511	和歌山市七番丁23	073-435-1221	073-435-1292
	海南市		和歌山県土整備部 建築住宅課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3184	073-428-2038
	海草郡	紀美野町					
	紀の川市		那賀振興局 建設部	649-6223	岩出市高塚209	0736-61-0030	0736-61-0034
	岩出市		総務調整課				
	橋本市		伊都振興局 建設部 総務調整課	648-8541	橋本市市脇4丁目5-8	0736-33-4922	0736-33-4928
	伊都郡	かつらぎ町					
		九度山町					
		高野町					
	有田市		有田振興局 建設部 総務調整課	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1299	0737-64-1268
	有田郡	湯浅町					
		広川町					
		有田川町					
	御坊市		日高振興局 建設部 総務調整課	644-0011	御坊市湯川町財部651	0738-24-2908	0738-24-2920
	日高郡	美浜町					
		日高町					
		由良町					
印南町							
日高川町							
みなべ町							
田辺市		西牟婁振興局 建設部 建築課	646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7922	0739-26-4114	
西牟婁郡	白浜町 上富田町						
新宮市		東牟婁振興局 新宮建設部 総務調整課	647-8551	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	0735-21-9624	0735-21-9643	
東牟婁郡	那智勝浦町						
	太地町						
	北山村						
西牟婁郡	すさみ町	東牟婁振興局 串本建設部 総務用地課	649-3510	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	0735-62-0755	0735-62-5390	
東牟婁郡	古座川町						
	串本町						

	市郡名	区町村名	担当窓口	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
建設系アスベスト産業廃棄物に関する事	和歌山市		和歌山市 市民環境局 環境部 産業廃棄物課	640-8511	和歌山市七番丁23	073-435-1221	073-435-1292
	和歌山市以外		石綿（アスベスト）に関する問い合わせ窓口(P.11)と同様 ※P.11 をご参照ください				

	市郡名	区町村名	担当窓口	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
石綿障害予防規則に関すること	和歌山市		和歌山労働基準監督署	640-8582	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎1階	073-407-2201	073-475-0116
	海南市						
	海草郡	紀美野町					
	岩出市						
	紀の川市		橋本労働基準監督署	648-0072	橋本市東家6-9-2	0736-32-1190	0736-32-2325
	橋本市						
		かつらぎ町					
	伊都郡	九度山町 高野町					
	有田市		御坊労働基準監督署	644-0011	御坊市湯川町財部1132	0738-22-3571	0738-22-3707
		湯浅町					
	有田郡	広川町 有田川町					
	御坊市						
		美浜町					
		日高町					
	日高郡	由良町 印南町 日高川町					
	日高郡	みなべ町					
	田辺市		田辺労働基準監督署	646-8511	田辺市明洋二丁目24-1	0739-22-4694	0739-22-3342
		白浜町					
	西牟婁郡	上富田町 すさみ町					
	新宮市		新宮労働基準監督署	647-0033	新宮市清水元1-2-9	0735-22-5295	0735-22-6766
	那智勝浦町						
	太地町						
東牟婁郡	北山村 古座川町 串本町						

第3版：令和5年10月31日更新（第1版：平成25年5月23日作成 第2版：令和3年3月4日更新）
 ※アスベスト関連情報ホームページ等（本資料作成にあたり、参考及び引用）

環境省HP：<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

厚労省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/other/pamph/index.html

	和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課
	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
	TEL 073-441-2688 FAX 073-441-2689
	Mail: e0321001@pref.wakayama.lg.jp
	HP: http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/